4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract: Ito Tetsuya, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be required: 53
⑶　Nature and Quantity of the services to be required: Transportation of Race Horses.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures: A, B, C, D
⑸　Time limit of tender: By 10:00 13th February 2024.
⑹　Contact point for the notice: Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1—1—1 Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105—0003 Japan Tel 03—3591—5251 E-mail: keiyaku-qa@jra.go.jp

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和５年12月21日
独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事　横井　理夫
◎調達機関番号　603　◎所在地番号　13
令和５年11月22日付け（号外政府調達第220号17ページ１段目）掲載の入札公告「受入団体管理システム構築及び運用支援・保守業務　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月21日
国立大学法人豊橋技術科学大学
契約担当役　事務局長　中西　幸博
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　23
○第１号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　豊橋技術科学大学次世代半導体集積回路技術教育研究共創拠点棟新営その他工事
⑶　工事場所　愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１　豊橋技術科学大学構内
⑷　工事概要　本工事は、次世代半導体集積回路技術教育研究共創拠点棟（鉄骨造、地上２階建、延べ面積2,102㎡、建築面積2,097㎡）の新営工事を行うものである。
⑸　工期　令和７年３月14日（金）まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約1,353㎥、鉄骨約351ｔ、鉄筋約159ｔ、ガラス37㎡
なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、技術提案書という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則第３条第１項及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑷　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者
延べ面積1,200㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、事務所、庁舎、研究施設、図書館、屋内運動場又は病院の新営工事
②　代表者以外の構成員
延べ面積600㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、事務所、庁舎、研究施設、図書館、屋内運動場又は病院の新営工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大でかつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項ただし書及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合は、監理技術者の兼務を２件まで認める。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成20年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、延べ面積1,200㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、事務所、庁舎、研究施設、図書館、屋内運動場又は病院の新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。